

静岡市パートナーシップ宣誓制度 適用行政サービス一覧

- ・各行政サービス等を利用するためには、パートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの提示のほか、各行政サービスの利用要件を満たす必要があります。
 - ・この一覧表には、パートナーシップ宣誓制度の宣誓の有無に関係なく、各行政サービス等の利用要件を満たせば利用できる行政サービス等も記載しています。
- 詳しくは、各行政サービス等の問合せ先へ事前にお問合せください。

(令和8年4月1日現在)

カテゴリ	名称	概要	備考	受領証提示		問合せ先	
				市	県	担当課	電話番号
生活	静岡市移住・就業補助金	東京圏から静岡市に移住・就労した方に補助金を交付します。	移住前後の世帯要件等があります。			総合政策課	054-221-1240
生活	静岡市移住者住宅確保応援補助金	県外から静岡市に移住・就労した者の住宅にかかる諸費用に対し補助金を交付します。	移住前後の世帯要件等があります。			総合政策課	054-221-1240
生活	災害援護資金の申請	災害により負傷または住居・家財の損害を受けた世帯に、生活再建に必要な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援します。	住民票上の同一世帯である場合等の条件があります。			市民自治推進課	054-221-1265
生活	住民票の続柄の変更(縁故者)	パートナーシップ宣誓者が同一世帯の場合、宣誓者から申出があったときは、住民票の続柄を「縁故者」と記載します。		要	要	戸籍管理課	054-221-1480
生活	住民票の写しの交付請求	住民の居住関係を公証する証明書である「住民票の写し」の交付をします。	住民票上の同一世帯である場合等の条件があります。			戸籍管理課	054-221-1480
生活	市営墓地の利用に関する諸書類	市営墓地の利用申請を受け付けます。	被相続人からの指定が必要です。			戸籍管理課	054-221-1297
生活	市営納骨堂の利用に関する諸書類	市営納骨堂の利用申請を受け付けます。	被相続人からの指定が必要です。			戸籍管理課	054-221-1297
生活	火葬・埋葬手続き	火葬・埋葬の申請を受け付けます。	住民票上の同一住所である場合等の条件があります。			戸籍管理課	054-221-1297
生活	犯罪被害者等見舞金等の支給	犯罪被害に遭われた方や遺族に対して、犯罪被害直後の予期しない精神的又は身体的負担の軽減と国の犯罪被害者等給付金では対応できない即応的な生活支援をするため、見舞金等を支給します。		要	要	生活安全安心課	054-221-1058
生活	新婚家庭への急須・お茶の配布	パートナーシップ宣誓を行った方に、急須とお茶をプレゼントします。	パートナーシップ宣誓後、社会的包摂推進課から引換券を配布します。	要	要	静岡市茶業振興協議会 (農業政策課)	054-354-2089
生活	市営住宅等への入居・同居	市営住宅等への入居申込、入居承継、同居承認等を受け付けます。		要	要	住宅政策課	054-221-1132
生活	静岡市空き家改修事業補助金	空き家情報バンクに登録されている空き家を改修する者に対して補助金を交付します。	その他の世帯要件があります。	要	要	住宅政策課	054-221-1590
生活	子育て世帯宅地提供事業	市営住宅の建替え等で生じた跡地を子育て世帯向けに売却します。		要	要	住宅政策課	054-221-1590
税金	身体障害者等に対する軽自動車税の減免	減免の要件に該当する場合、軽自動車税を免除します。	生計を一にする者または常時介護する者が運転する場合に適用されます。			市民税課	054-221-1218
税金	自動車税の減免に伴う生計同一証明	身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方と運転者が生計を一にしていることを証明します。	同一世帯等の条件があります。			障害者支援課	(葵)054-221-1099, 1589 (駿)054-202-5818 (清)054-354-2106.2122

税金	自動車税の減免に伴う常時介護証明	別居の親族等が身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のために常時介護していることを証明します。	同一世帯等の条件があります。			障害者支援課	(葵)054-221-1099, 1589 (駿)054-202-5818 (清)054-354-2106, 2122
税金	課税・納税証明書の申請	・課税証明書:課税根拠となる所得(収入)金額や、その所得区分(給与所得、年金所得など)、各種控除額などについて証明します。 ・納税証明書:納付納入すべき徴収金の額、納付納入した徴収金の額、未納の徴収金の額等を証明します。	住民票上の同一世帯である場合等の条件があります。			市民税課	(葵)054-221-1032 (駿)054-287-8669 (清)054-354-2071
防災・災害	災害救助法適用時における罹災証明書の申請	災害により住宅に被害を受けた被災者から申請があった場合に、被害状況を調査したうえで、被害の程度を証明する罹災証明書を交付します。 申請はパートナーやその子も可能です。	災害救助法適用外時の申請各区役所地域総務課で受け付けます。			(災害救助法適用時)市民税課 (災害救助法適用外)市民自治推進課	054-221-1558 054-221-1265
医療	患者さんに提供する医療行為に関するインフォームドコンセントの際の同席や同意等	以下の公的医療機関では、病状説明や手術同意等の際に、家族と同様に対応します。 ・静岡市立静岡病院 ・清水病院 ・障害者歯科保健センター	患者本人からの希望がある場合等の条件があります。			各医療機関	
福祉	住宅確保給付金の申請・利用	離職又は、やむを得ない休業等によって収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある方に家賃相当額を給付します。				福祉総務課	各区生活支援課 (葵)054-221-1082~1084 (駿)054-287-8617, 8639, 8652~8654 (清)054-354-2107, 2108
福祉	生活困窮者自立支援事業の利用(相談等)	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある方に対し、生活困窮状態からの脱却や課題解決に向けた支援を行います。				福祉総務課	静岡市暮らし・しごと相談支援センター (葵)054-249-3210 (駿)054-286-9550 (清)054-371-0305
福祉	生活保護	思いがけない病気や事故等により生活に困窮した人に対し、最低限度の生活を保障するとともに自立の援助を行います。	同一の住居に居住し、生計を一にしている者を対象にします。			生活支援課	(葵)054-221-1585 (駿)054-287-8654 (清)054-354-2103
福祉	高齢者紙おむつ支給事業	住み慣れた居宅において介護に係る経済的負担を軽減するため、高齢者紙おむつ引換券を支給します。 申請及び受取りは対象者本人が委任した方も可能です。				高齢者福祉課	054-221-1201
福祉	配食型見守りサービス事業	日常的に食事の準備に支障がある高齢者の自立を図るため、居宅に食事を配達することにより安否の確認を行います。 申請は対象者本人が委任した方も可能です。				高齢者福祉課	054-221-1201
福祉	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム	ひとり暮らし又は高齢者世帯等に生じる緊急事態に対する不安の軽減を図るとともに緊急事態に迅速に対応するため、緊急通報システムを設置します。 申請は対象者本人が委任した方も可能です。				高齢者福祉課	054-221-1201
福祉	理容・美容サービス	寝たきり等により、外出して理容・美容サービスを受けることが困難な在宅の高齢者に対し、サービス券を発行して訪問理容・美容サービスを提供します。 申請及び受取りは対象者本人が委任した方も可能です。				高齢者福祉課	054-221-1201
福祉	家族介護慰労金支給事業	在宅において、寝たきり等の高齢者を介護する家族の経済的負担を軽減するために家族介護慰労金を支給します。 同居又は同居に準ずる介護をしている家族はどなたでも申請可能です。				高齢者福祉課	054-221-1201
福祉	シルバーカードの交付	高齢者の社会参加を促すため、市の施設に無料又は特別料金で入場できるようにシルバーカードを交付します。 申請及び受取りは対象者本人が委任した方も可能です。				高齢者福祉課	054-221-1201

福祉	はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業	高齢者の健康の保持と福祉の増進を図るため、助成券を発行してはり・きゅう・マッサージの施術費の一部を助成します。申請及び受取りは対象者本人が委任した方も可能です。				高齢者福祉課	054-221-1201
福祉	介護保険に係る申請 (要介護認定申請、居宅住宅改修費支給申請、居宅介護福祉用具購入費支給申請、介護保険負担限度額の認定の申請等)	介護保険に係る各種申請を受け付けます。申請はパートナーやその子も可能です。				介護保険課	認定に係ること (給付・認定係) 054-221-1374 保険料、資格等に係ること (保険料係) 054-221-1292
福祉	家族介護者交流会への参加	在宅で介護を支える家族の身体的、精神的負担を軽減するため、介護者同士の交流会を実施します。				介護保険課	054-221-1202
福祉	家族介護教室への参加	住み慣れた地域で生きがいや役割をもって自分らしく生活ができるよう、健康・福祉に資する基本的な知識を普及するための講座を開催します。				地域リハビリテーション推進センター	054-249-3182
福祉	徘徊高齢者探索サービス事業の申請・利用	認知症の高齢者が行方不明になった際、早期に保護できるよう行方不明者の情報をメール配信して捜索協力を要請します。パートナーの代理申請が可能です。				地域包括ケア推進課	054-221-1623
福祉	高齢者総合相談	高齢者の医療・介護・福祉等全般に係る相談を受け付けます。パートナーに関する相談が可能です。				各区高齢介護課	葵区054-221-1089 駿河区054-287-8678 清水区054-354-2162
福祉	高齢者虐待相談	養護者による虐待を受けたと思われる高齢者に関する相談等を受け付けます。パートナーに関する相談が可能です。				各区高齢介護課	葵区054-221-1089 駿河区054-287-8678 清水区054-354-2162
福祉	S救セット配付事業	ひとり暮らし等の高齢者が自宅で救急状態になったときに、必要な支援を迅速かつ的確に受けるための情報を保管するセットを配付します。申請及び受取りは対象者本人が委任した方も可能です。				安心感がある温かい社会推進課	054-221-1582
福祉	国民健康保険制度に係る申請	国民健康保険制度に係る申請を受け付けます。申請はパートナーやその子も可能です。	住民票上の同一世帯である場合等の条件があります。			保険年金管理課	054-221-1005
福祉	後期高齢者医療制度に係る申請	後期高齢者医療制度に係る申請を受け付けます。申請はパートナーやその子も可能です。	住民票上の同一世帯である場合等の条件があります。			保険年金管理課	054-221-1081
福祉	障害者福祉サービスの申請	障害者福祉サービスに係る各種申請を受け付けます。申請はパートナーやその子についても可能です。				障害者支援推進課	054-221-1098
福祉	日常生活用具給付の申請	障がいのある人が円滑な日常生活を送れるように、障がいの種類や程度に応じた日常生活を支援する用具の購入費を助成します。パートナーの代理申請が可能です。				障害者支援推進課	054-221-1587
福祉	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の交付申請	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の交付に係る各種申請を受け付けます。パートナーやその子の代理申請可能です。				(身体障害者手帳) 地域リハビリテーション推進センター (療育手帳)児童相談所 (精神障害者手帳) こころの健康センター	(地域リハビリテーション推進センター) 054-249-3182 (児童相談所)054-275-2872 (こころの健康センター)054-262-3011
子育て	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	親子で遊びながら親同士の情報交換や仲間づくりができる場や、育児相談・育児講座等を提供します。パートナーも参加可能です。				こども未来課	054-221-1543
子育て	教育・保育給付認定	保護者の子どもが、教育・保育施設へ入所し、教育・保育の提供を受けるために必要な認定を受けた場合、その教育・保育に要した費用(施設型給付費等)を保護者へ支給します。パートナーの子を監護する場合も保護者と認定されます。		要	要	こども未来課	054-221-1418

子育て	施設等利用給付認定(教育保育サービス利用の無償化給付を受けるための認定)	保護者の子どもが、施設等利用給付認定の認定を受け、教育・保育、その他の子育てサービスを受けた場合、その費用(施設等利用費)を支給します。 パートナーの子を監護する場合も保護者と認定されます。		要	要	こども未来課	054-221-1418
子育て	公立保育所、認定こども園、公立幼稚園の申込	左記施設の入園申込を受け付けます。 パートナーの子を監護する場合も申請可能です。		要	要	こども未来課	054-221-1418
子育て	学童保育・放課後児童クラブの申込	左記施設の利用申込を受け付けます。 パートナーの子を監護する場合も申請可能です。				こども若者応援課	221-1575
子育て	児童クラブへの子のお迎え	児童クラブにおける児童のお迎えに対し、クラブへ届出がされた方に児童を引き渡します。 パートナーも届出可能です。	あらかじめクラブへの届出が必要です。			こども若者応援課	054-221-1575
子育て	こども園への子のお迎え	こども園における園児のお迎えに対し、園へ届出がされた方に園児を引き渡します。 パートナーも届出可能です。	あらかじめ園への届出が必要です。			こども園運営課	054-221-1094
子育て	子育て支援ヘルパー派遣事業	1歳未満の乳児を養育する人が家事育児をすることが困難で他に家事育児をする人がいない家庭等にヘルパーを派遣します。 パートナーの子を養育する場合も対象となります。				こども家庭福祉課	054-221-1381
子育て	子ども医療費助成事業	0～18歳までのお子さんの保険診療に係る医療費の一部を負担します。 パートナーの子を養育する場合も対象となります。				こども家庭福祉課	054-221-1381
子育て	産後ケア事業	出産後1年未満の母子で、産後ケアを必要とする者を対象に、助産所等への宿泊、通所または居宅への訪問により心身のケア等を行います。 妊娠・出産を経ない養親や里親も利用できます。	静岡市に居住している人(里帰り出産している人を含む)が対象です。			こども家庭福祉課	054-221-1574
子育て	母子健康手帳(妊娠届出)	医療機関が証明する妊娠届出書を各区健康支援課に提出した妊婦に対し、母子健康手帳の交付と併せ、各種母子保健指導を実施します。 パートナーの代理申請が可能です。				こども家庭福祉課	054-221-1574
子育て	両親学級・パパとママの教室への参加	はじめて親になるカップルに向け、育児体験や妊婦体験を実施します。				こども家庭福祉課	054-221-1574
子育て	放課後子ども教室の参加 (緊急連絡先の登録)	放課後子ども教室の参加に際し、保護者を緊急連絡先として登録します。 パートナーの子を養育する場合も登録可能です。				教育総務課	054-354-2369
子育て	ブックスタート事業の利用	「6か月育児相談」の機会に、静岡市に生まれたすべての赤ちゃんと保護者を対象にメッセージを伝えながら絵本の手渡しや読み聞かせを行います。 パートナーの子を養育する場合も参加可能です。				中央図書館	054-247-6742
相談	女性相談	パートナーとの関係や暴力等に関する相談など、女性相談員による女性のための相談や助言、情報提供等を行います。				社会的包摂推進課	静岡市女性会館 054-248-1234
相談	DV相談	パートナーからの暴力に関する相談や助言、情報提供等を行います。				福祉総務課	静岡市配偶者暴力相談支援センター (葵)054-221-1274 (駿)054-201-9126 (清)054-354-2335
相談	ひきこもり相談	引きこもり状態にある本人や家族からの相談を受け付けます。 パートナーやその子についても相談可能です。				こども若者応援課	054-221-1474
相談	乳幼児相談等各種相談	子の発育・発達や生活環境、生活リズム、疾病予防等、育児不安等に関する助言を行います。 パートナーの子を養育する場合も利用可能です。				こども家庭福祉課	054-221-1574

その他	介護を行う市職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限	左記制度の対象にパートナーシップ宣誓者を加えています。		要	要	人事課	054-221-1009
その他	市職員の介護休暇	左記休暇の対象にパートナーシップ宣誓者を加えています。		要	要	人事課	054-221-1009
その他	特別休暇(結婚休暇・配偶者の出産休暇・男性職員の育児参加・看護休暇・短期の介護休暇・忌服休暇・両立支援休暇)	左記休暇の対象にパートナーシップ宣誓者を加えています。		要	要	人事課	054-221-1009